（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされ
いかされる新潟市づくり条例に係る意見交換会　議事録

日　時：平成26年7月3日(木)　午後7時から午後8時
会　場：西区役所健康センター棟
参加者：64名
事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員5名

１．開会

２．課長あいさつ

・障がい福祉課長あいさつ

３．条例検討会における取組みと中間とりまとめについて

・正道委員、長谷川(美)委員による説明

４．意見交換

（司会）

それでは、今ほどの説明についての質問を合わせまして、皆様と意見交換会の時間とさせていただきます。先ほどご案内しました通り、ご意見のある方は手を挙げていただいて、最初にお名前を頂戴してから、ご発言をお願いしたいと思います。

それではどうぞ、いかがでございましょうか？

はい、複数手が挙がりましたので、マイクをお持ちしますので後ろの方から、はい。今、手を挙げた方、次にご案内しますので少々お待ちください。

（参加者）

その前に進め方なんですが、時間が二十分位なんですが、一人何分という…

（司会）

そうですね、特に制限は設けていませんけれども、できるだけ簡潔にはお願いします。

（参加者）

今、手を挙げなくても、聞いている中でどうしても聞きたいなということが出てくると思うんです。それで、一応八時になっていますが、皆さんの理解を得た上で、もう十五分位延ばすとか、そういうことできないんですかね？

（司会）

はい、実際、今日七箇所目なんですけど、実際八時を過ぎてしまったら、ち

ょっと切りのいいというところでご案内させていただこうと思います。
　なお、用事があって早く帰りたいという方は、ご自由に退出して構いませんので、切りの良いところで終わりたいと思いますし、貴重な意見を聞いて賛同する、いやそれは違う考えがあるというということは、そこはまた併せてお聞きしますので、よろしくお願いしたいと思います。
　それでは、お二人の方、手が挙がりましたので…
（参加者）
　目途としては、どの位というのはありますか？
（司会）
　そうですね、目途としては、大体八時位とします。
（参加者）
　いや、一人何分か？
（司会）
　特に設けませんけども、簡潔にできればお願いしたいと思います。
では改めて、手が挙がりました。
（参加者）
　お願いします。西区坂井の〇〇です。一年半にわたり、検討してこられて、まことにご苦労様でした。
　昨年の六月には、雇用促進法の改正と障害者差別解消法の成立、そして、障害者権利条約が国会で承認されました。この三法のうち、障害者差別解消法と、今ほどご説明いただいた条例に係る問題について、この解消法と類似性があるということで、喜んでいるところです。
　また、障害者権利条約が採択されたことで、いわゆるグローバルスタンダードに位置されたことは、障がい者が待ち望んでいたことであり、喜びを分かち合ってきたところであります。
　ただ今申し上げました、三法について新潟市では、総合的なご計画が二十八年までに色々おありだと思いますが、このことについての取り組みについて、後ほどお聞かせ願いたいと思います。
　この度、行政と市民とが一体となって、障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例が進められておりますが、この制定された後、（…）について伺います。
　分野別の諸問題解決に向けてでありますが、頂戴致しました資料のうち、パワーポイント資料のところには「不当な差別的対応の禁止」、「合理的配慮の不提供の禁止」とありますが、その禁止の意味について、その禁止の重みをお聞かせください。
　次、パワーポイント 18 で、「第三者を交えた話し合いにより、相互理解に基

づき、改善・解決を図るという視点から、条例には罰則を用いない」とありますが、第三者機関の関りはどうなっているのか。その第三者というのは、どういう方が当たるのか。本当は、罰則を設けて欲しいと思っていたんですけども、今ほどの条例をまとめるに当たって、罰則を設けないという話ですが、私がなぜ罰則が欲しいかというと、かつて、私が、新潟市のバリアフリー検討委員会に言ってきたんですけども、公的機関にお願いしたときには、運転手は行き先をきちんと教えてくれたんだけども、少し時間が経ち、人が変わってくると、その指導が行き届かないで、乗客が変わっているということで、その問題がこの分野別の中にも出されていますし、新潟交通だけでなくて、JR においても改善されますけども、（…）の例がもう十年近く行われているものとしては、それでいいのか。今、障がい者が就労したくても、障がいがあるという理由で雇用を阻止されるということに関しても、罰則が無ければ、第三者が入って問題解決に当たるのか、どうかそれでいいものかどうか、をお聞かせいただきたいと思っております。以上です。お願いします。

（司会）

はい、ありがとうございました。

ちょっとたくさんあったので確認させていただきたいと思います。

ご質問、ご意見と言うことで四つでしょうかね。

（参加者）

二十八年度までに法律の解釈として、市としては総合的な計画がおありだと思うので。

（司会）

そうですね、それが一つと、禁止の重みとその意味はというのが二つ目のご質問。

（参加者）

罰則を設けないならば、禁止というのは、どういう意味をもたせるのか。

（司会）

三つ目は、第三者機関とはどういう形を想定しているか。

（参加者）

それも罰則を設けないで、第三者機関で解決できるかというご意向でございますので。

（司会）

そうですね、ではその三点でしょうかね。

事務局もありますし、検討委員の中でも、もし検討の過程で例えば罰則の部分の考え方ですとか、議論があったかと思いますし、あと他の部分でも委員の立場でお話できる部分で結構ですので先にお話いただいても宜しいでしょう

か？
（長谷川委員）
　なぜ罰則を設けないのということで、〇〇さんとも一緒にバリアフリーの部分で委員会で一緒になりましたけれども、できるだけ会話をしながら、コミュニケーションを図って理解を促していきたいということが大事ではないかと言う立場から、罰則を設けないということでした。
　勿論、委員の中でも二つに分かれていますし、多分この検討会、各地でやりながら委員の方も気持ちが揺れている部分も大きいかなと言うふうに思います。
　罰則を設ければ、本当に理解されるかどうか、お互いが歩み寄ることができるかというところも、一方では考えておきたいところかなと考えております。
（小野課長）
　はい、障がい福祉課です。
　法律の改正に伴う新潟市の取り組みについてですが、それぞれの法律で、雇用促進法であれば、五年後に精神障がい者の雇用義務化ですとか、法定雇用率とかありますので、そういうものには個別に対応していくことが一つですし、また全体の取り組みとしては、この条例を通じて基本的な考え方というのを、市民の方々と共有していくということと、それから、今年度新たに、平成27年度以降の障がい者計画と障がい福祉計画を策定することになっておりますので、その中で法律の主旨を踏まえながら、色々な進むべき方向というのを定めていきたいというふうに考えております。
　あと、第三者機関の想定ですが、資料の方にもございますが、地域に相談機関・相談員を配置して、身近な所で相談できるような形を取りたいというふうに考えております。
　ただ、具体的にどういう人、どういう機関にするかというところは、これからの議論になります。以上です。
（司会）
　はい、最初のお話としては、ひとまず宜しいでしょうか？
（参加者）
　はい、了解しました。
（司会）
　はい、では最初に手を挙げました前の方に、今マイクをお持ちしますので、少々お待ちください。
　はい、お願い致します。
（参加者）
　〇〇と言います。
　地域活動支援センターでボランティアをしております。

まず質問だけ最初に一つだけいいです？

三ページの、一つ前の広汎性発達障がいと色々あるんですけれども、表題に病気というよりも個性や特性といえるものとありますが、これは今の医学とか、そういうものを踏まえて仰っていますか？

私は一応、（…）ですが、ちょっと違うんじゃないですかね？

脳の機能の障がいと違いますか？

個性だと強くそんなに言ってしまっていいんでしょうかね？かえって苦しむ人もいるんじゃないでしょうか？それが質問です。

時間が無いので、私はこの条例を二十七年ですか、それは早急ですので止めてもらいたいと思います。止めてもらいたい。ただ、色んな意見が出まして、どうしても我慢できないというのがいっぱいあるんだと思うんですよね。そういうものは、暫定的な措置として、受入れることから解決していくっていうのは大事だと思います。

ただ、条例ということになりますと、一人歩きしますので、それを、私四十項目位疑問感じております。そんなのをいちいち言えないんですけれども、簡単に言いますね。

一つは、条例委員の選定基準なんです。事業仕訳で公募委員もやったわけなんですが、果たしてね、公募委員が二人ですよね。あとの人は新潟市の行政から任命されているわけですよ。果たしてこれで公平な問題提起ができるのか。それぞれに役員の人は、それぞれに見解があると思うんですよね。ただ、そういうことと、市民八十万市民の意見を公平に網羅しているか。全然違うと思うんですよね。だから言葉の端端にまだまだだっていうことが出ていると思うんです。本音として。それだったら、全国で、やっていないところもいっぱいあるわけですよね。やっているところはあると言いましたし、新潟市の独自だとは言いましたけども、要するに障がい者にとってね、（…）もそうですが、本当にその拠り所となるものを考えないのであれば、どうして二十七年と決めてしまうんですかね？

何か行政が、二十七年っていう目標を決めてやらないと色々差支えがあるから、やるような気がして、そして委員の人はそれに乗っているような気がします。悪いけど、はっきり言って。止めて欲しい。

二つ目は、公表です。罰則はしないといったけれども、公表というのは何なんです？氏名、性別、職業それから地域そういうものの属性ですね。社会的属性全部含めて言うのだと思います。これは大変な問題だと思います。罰則が無いっていうのも、あの人が、あの地域が、差別なんだって、これは風評被害ですよね。そうすると、大変なことになると思うんです。最終的には自殺までいくと思いますよ。村八分になるんですから。公表について、裁判のように（…）

制度があるのか、弁護制度があるのか、それをどうやって公開でやるのかね。そういう透明性が全く無いです。非常に危険です。悪いけど。もう本当に、毎日の暮しの中で、障がいのある人が不当な差別を受けて、苦しみ抜いてるっていうのは本当に分かる。気分としては分かるんですが、そのことと、今私の言ったことは全然違います。その二つが大きな理由です。止めて欲しい。すぐやって欲しいというのは、ＢＲＴだって二重三重にやったじゃないですか。

あと、一つ付け足しです。合理的配慮です。地域活動センター。毎日通ってこれない人達が、何とか社会との繋がりで来てるんですよ。ところが今度、日割り計算するんですって。毎日行かないと、報酬が出ないんです。スタッフが、きられるんです。スタッフの報酬が無いから。そういうのは合理的配慮の不提供ですよね。新潟市。これをやろうとしている人は、そういうことをやろうとしているんですよ。そういうのは止めて欲しいですよね。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございました。

ちょっと確認させてもらうと、最初に質問がありました。こちらのスライドの言葉の使い方に関するご質問だったと思います。

それから、次は条例自体を二十七年度というタイミングでやるのは反対である。その理由として、三つのご質問があったと思います。

条例委員の選定基準は適正かということと。差別があって解消しない場合の公表というのは、危険な措置でないかというお話。最後は合理的配慮を欠いているものとして、これは会場の方、馴染みの無い方もいらっしゃると思いますけれど、市の事業で地域活動支援センターという事業があります。障がいのある方が通って、軽作業等をする、その補助金の仕組みについて問題があるのではないか。そういったご意見だったかと思います。

そうしましたら、最初に言葉の使い方の部分で、考え方を改めてお話いただければと思います。

（正道委員）

（…）、病気と言うよりも個性・特性というものの中に、アスペルガー障がいや（…）障がいが含まれているが、それが違うのではないか、そういった質問で宜しいでしょうか？

この資料は、私が自分で作ったものではなく、参考にした本やインターネットを全部含めて、アスペルガー障がいとか、（…）し、原因がはっきりしているということではないというので、病気と言うよりも個性や特性というもののカテゴリに入れました。

（参加者）

これ、個人的判断で書かれたんですか？

（正道委員）
　参考にした資料と言うか、本があるので、そこから引用したものです。
（参加者）
　それで検討委員会で承認されましたか？
（正道委員）
　この資料は私が今日のために用意したものなので、検討会委員で考えて出した資料ではございません。
（司会）
　すみません。今日はこの中間とりまとめについて、このお二人の委員の方にお話していただいたんですけども、中間とりまとめの検討会の内容については長谷川委員から説明をさせていただきましたし、正道委員については、障がいのあるご本人として、今までの体験と言うか、考えをお話いただきました。今日は、そのように分けさせていただきましたので、多分ご質問に対する部分については、色んな考え方ですとか、見方をする色んな人が世の中にはいると思いますけれども、その一つの考え方として参考にして引用されたということだと思いますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。
　あとは後半の、二十七年の条例を止めていただきたいというご質問だったと思うんですが、条例検討会自体は九月から再開と言うか、次の会を始めることになります。今日いただいた意見の部分については、当然そこでまた紹介をし、議論をしていく中で、例えば公表の部分の中身を詰めていく、検討の方を深めて、ということになります。
　他にもたくさん意見があろうかと思いますので、今お二人、手が挙がりましたので、前の方から順番にご案内します。
（参加者）
　スタンバイというところに通所している〇〇と申します。
　私の障がいは、いわゆるアスペルガーです。要望なのですが、新潟市の小学校は、新潟市の職員ということなので、アスペルガーとか、広汎性発達障がいとか、教員さんが見つけられると思うんです。なので、見つけられるような研修をしてもらって、そうやって見つけてもらうと、ある程度訓練で何とかなるものだと思うので、見つけてもらって、診断してもらって、それで診断してもらうと障がい者ということになる場合もあるので、障がい年金がもらえることがある。それが受けられると、助けられる面があると思うので・・・
　そういうのと、先ほどの質問意見であったんですけども、来られなくなった人もいるとは思うんですけども、来たくなくなった人もいると思うんで、そういう人は（…）だと思います。
　僕は今スタンバイというところに通っているんですが、そういうところに通

えない人は、やっぱり就労できないと思いますし、やっぱり真面目にやっている人の（…）をしてはいけないと思いますし・・・
（司会）
　すみません。挙手をあげた人だけご発言をお願いしておりますので。
　今ちょっと言われたこと確認させていただくと、早期発見ということですよね。学校、当然皆さん学校へ行くわけだから、その場でいかに発見できるかということだと思います。
　この検討会の取り組みの中で、保育、療育、教育という部分でそういった方向性の取り組みを盛り込む形でまとめられておりますので、併せてご意見いただいたことを次の検討会でもご案内させていただきます。
　もう一方、手が挙がりましたので、今マイクをお持ちします。
（参加者）
　〇〇と申します。
　聞いていて、とても何か理想的な色々な言葉が並んでいたと思うんです。障がいのあるとか、障がいのないという、そういう区別をするというのはちょっと変だなと私は思いますが、それは置いておきまして、二つあります。
　一つは、先ほどの方と同じで二十七年ですかぁと思ったんですね。どうしてかと言いますと、かなり丁寧な啓発を市民にしないと、これは色んな理解を得る、皆のよく知っている、そういう状態にはなりにくいと思うんです。やはり、多くの人が、色んなことを知っているわけではないので、丁寧な丁寧な啓発は必要だと思います。それをどのように行おうとなさっているのかっていうことが一点です。
　もう一つは、早期発見と仰いました。ものすごく大事なことだと思うんですが、今小さい人の早期発見ということで、診断機関は「はまぐみ」なんですけれども、ものすごい予約です。早期発見とは程遠い状態があります。それを市としては、「はまぐみ」は県立ですが、どのようにこの早期発見ができるようにと考えていらっしゃるのか、二点についてお願いします。
（司会）
　はい、ありがとうございます。
　啓発の取り組みの見通しと、障がいのある方の早期発見。今なかなか診断機関が少ない中で、どのように対処していくか、その二点のお話だったかと思います。
（小野課長）
　条例の制定の目標として、お二人からご指摘いただいたので、二十七年度中にできてから、啓発期間というか、周知期間が必要だと思っていますし、できた後も、第三者機関の方でも引き続きずっとやはり作って終わりじゃなくて、

啓発というのは非常に大事だと思っています。ただ、今啓発方法については、具体的にこういうふうにしていきますというのは、ちょっとご披露できないんですけど、啓発には力を入れていかなきゃいけないなということは感じておりますので、これは約束したいと思います。啓発には力を入れていきます。

それから、市として早期発見についてどういう取り組みをしているかというご質問だったかと思いますが、今年度から、今まで区によってバラバラだった取組みを統一しました。検診の中でまずは、保健師さんの方からグレーゾーンと言いますか、ちょっと障がいがあるかもしれないなっていう子を見つけ出してもらって、それから大勢の親たちが集まる遊びの場とか、もしくは地域や区の方でやっております療育教室につなげていくような取り組みを、今統一的に今年から始めたところです。そういう取組みを行っています。

（司会）

とりあえず宜しいですか？

はい。次に手が挙がった方、ご案内します。

（参加者）

すみません、その療育教室辺りというのはいいんですけれども、例えば診断ということになると、今本当に手薄だと思うんです。聞いていただくだけでいいんですけども、本当に診断というのが必要になります。先ほどの方が仰いましたけども、それがなければ療育手帳をもらうこともできませんし、それから障がい年金に繋げることもできないわけです。その診断機関っていうのがとっても手薄です。それを市としてはどのように取り組まれるかっていうのは、これから是非検討していただきたいと思います。

（司会）

はい、我々も重要な課題というふうに認識しておりますので、ご意見として頂戴いたします。

次の方、今マイクをお持ちします。

（参加者）

正道さんと同じ温もりの会の理事をしてます、〇〇と申します。

精神疾患についてですが、発達障がいの人達に関して明らかにこれ間違った資料だと思いますので、同じ会なんですけれども、特に統合失調症の人達と発達障がいの人達はなかなか支援機関も違いますし、誤解を受けることもあるかと思いますので、これは明らかに間違っているということで訂正をしていただきたいと思います。

原因は特定されていませんけれども、脳機能に問題があるということは分かっていて、二、三日前の新聞にも自閉症の方の脳の働き方と一般の人の脳の働き方の違いが発見されたということもありますので、これが個性となるとその

人の努力とか、育て方に問題がいってしまいますので、はっきりとそれは脳の機能の問題というか、その原因がまだはっきりしていませんが、大勢の発達障がいの方、関係の方が来られるともっとはっきりと話せると思うんですが、これ一つ訂正していただきたいということと、もう一つは、十ページにある、8．障がいのある人の自立及び社会参加のための支援のところに、私は子供が病気でいますけど、このところを見て、救われる思いがしないんですね。まず、相談機関、直ぐ身近に相談、今苦しんでいることを相談できるっていうところがないと、色んなところの支援機関ができたとしても、本当の困っている人の気持ちが救われないというか、拾われない感じがします。

それで、障がい者当事者とか、家族の相談事業の充実とか、関係機関の連携とか、そういう中で具体的な差別の実態をちゃんと掴んで取り組むということがないと、言葉だけの法律になるんじゃないかなという不安がありますので、是非その辺のところを検討していただきたいと思います。

（司会）

はい、ありがとうございました。

今の発言の中でいただきました前半の資料 1 では訂正させていただきたいと思いますし、後半の相談機関の充実、在り方等につきましては、ご意見として頂戴させていただきたく思います。

はい、手がお二人挙がりましたでしょうか？

後ろの方からご案内しますので少々お待ちください。

（参加者）

〇〇と申します。

精神障がい者を抱える家族会なんですけども、精神障がいの場合では非常に保健とか福祉が遅れてまして、それと差別の問題、あるいは偏見の問題等、非常に関係があるんじゃないかと思っております。

色々ありますけれども、一つは先ほどもご発言いただいた中に、地域活動センターの時間割ということがありましたので、これお願いだけでございますが、これ全国では、5.9 パーセント程しか採用しておりません。これは 4 月 10 日付けの文書で家族会と当事者団体との連盟で出しておりますけれども、是非とも逆差別にならないように、あるいは他の政令市よりも格差がつかないように、わずかばかりの、全国の 5 パーセント位しかやっていないものを無理に導入した結果、逆にこういう、(…)、サービスを（…）らなければならないということもありますので、これはお願いとして宜しくお願いします。

（司会）

はい、ありがとうございました。

ご意見ご要望として承ります。

お一人手が挙がっているんですが、他にご発言なさりたい方いらっしゃいますか？

1，2，3，4、大体 5 名でしょうかね。その 5 名の方、一通りお聞きしたいと思いますので、順番にお願い致します。どうぞ。

（参加者）

〇〇と申します。

以前精神的に調子が良くない時に、ユニゾンプラザの中にある県の精神相談のところに行った時に、あなたは新潟市民なので、新潟市こころの健康センターに行ってくださいと言われたことがあります。今より切羽詰った状態じゃなかったので、しょうがないかということで、その時は諦めたんですが、これが例えば命の危険があるような方にも、同じような対応をするのかなと。というところで、県、市、行政の限界なのかなというところを感じました。

あと発達障がいの支援センターも JOIN と RISE があって、私も就労継続の事業所の職員をしているんですけども、あれ、どっちだったっけなということもあって、そういうところでも県と市の縦割り行政の弊害なのかなと強く感じました。

条例作りというところで、市が一生懸命頑張っても、県がそういったところも手伝ってもらわないと、やはりよい行政にならないんじゃないかなというふうに感じています。

（司会）

はい、ありがとうございます。

ご意見だけ先に皆さんからいただきますので、前の方で手が挙がりましたので、今マイクをお持ちします。

（参加者）

〇〇という者です。

私の場合、ちょっと身体障がい者になるんですけれども、新潟以外にも別の町に住んでいたこともあります。その頃にも感じたこととして、例えばバリアフリーを謳ってはいるものの、エレベーターを置くなら、ここじゃなくて、ここだろうとか、こっちの位置だろうというものだったり、あとは、ノンステップバスを通すなら、ここじゃなくて、こっちだろうというような、そういったことを感じることが何度かあって、仕方ないかと諦めていた部分もあるんですけれども、そういったこともありますので、冒頭でお話されたそちらの前に座ってらっしゃるお二人もそうですけども、こういった決まりを制定する時にはやはり障がい者自身もちゃんと意見、役員と言うか、そういったところにちゃんと最後まで置いていただけるようでしたら、そこは宜しくお願いしますというふうに意見を言わせていただきます。では以上になります。

（司会）
はい、ありがとうございました。
続けて伺います。
はい、今マイクをお持ちしますので少々お待ちください。
（参加者）
〇〇と申します。
ちょっと具体的なことになると思うんですが、一つは教育ですね。この教育というプロセスの中で、学校教育というのをどのよう位置付けておられるのか。幼少期から、小学生中学生、こういう子供達が障がい者の実態とか、そういう中身を理解をして差別意識を持たないような教育をするというのは、ここの中で言えば 10 ページの教育のところの②に当たるんですね。そういう意識をもって書いているかっていうのが伝わってこない。
「障がいのある人とない人との交流及び共同学習を積極的に進め」というのは学校教育の中でのことを言っておられるのか、生涯教育的なところを言っておられるのかね、全然見えてこないという感じがしますね。その辺は非常に重要な柱だと思うんですが、皆様も是非検討いただきたいということと、もう一つはですね、私は特にこれから日本が、災害に遭う機会が多いと。そういうときに、こういう障がいのある、あるいは弱者と呼ばれる人達をどう守っていくかっていう、そういうのがどうしても必要になってくると思うんです。そういうときに、ここで言われているプライバシーって仰っている、中身がよく見えない。プライバシーを守るっていうこと自身は、勿論そうあるべきだとは思うんだけども、これはどこでも難しいんですけども、配慮して支援を行うという、そこらの中身について何か議論があるのかどうか。もし意見があれば、ご紹介いただきたいと思います。
プライバシーの尊重ということと、それから実際に周囲の人達がその人の障がいが、どういう障がいか知っていなければ、手を差しのべるって言ったってそう簡単ではないという気もするんですよ。そういうところで、矛盾しているという側面が結構あると思うので、そこの部分をどう議論されておられるのかというところをお聞きしたい、以上です。
（司会）
はい、ありがとうございました。
お三方でしたね。
はい。順番にマイクをお持ちしますので、はい、前の方から。
（参加者）
すみません、先ほどからしゃべり過ぎましたので一点だけ。
障がいのある人のための支援です。ページで言うと、11 ページですか。

ここに 8 項目あるわけですが、就労支援ということだけなんですけども、あと、社会参加については、障がいのある人達というのは就労以外にはないんですか。私は地活で、近くに福祉関係の人がいて、毎月 1500 円で 3 枚の絵をちょうど栗の木バイパスのところに見えるようなところにかけておいてくださいます。写真もありました。そういう形で、とても一般的な就労という形がとれなくても、前にもありましたがそういう形でも、色んな人と社会で繋がって、しかもそれは 1500 円ですからね。一人 500 円になります。小遣いです。その人にとって。でも、それを基準に生きがいとして毎日やっている方もおられます。そういうことから見ると、ここには就労支援しかないということは、働けない障がい者は死ねと、家にいて黙って静かにしていればと、こういうことですよね。こういう意図が伝わってきます。皆さんいや、そうではないと言うかもしれないけど実際それしかないんですから、間の色んなものを排除しているわけですから、だから私はおかしいと思う。

そういう意味でも二十七年度に、これで出発するなんていう、おもい上がったことは止めて欲しい。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございました。

その後ろの方、次お願いします。

（参加者）

〇〇と申します。

うちの長女が発達障がい系のものをもっていて、ぼっとしていたり、物忘れとかする傾向があって、中学に入った時に、担任にそういう傾向のある子だから、若干の注意を要して欲しい。もうその頃、発達障がい支援法が成立しているんで、おそらくこの 10 ページに書いてある、この個別の教育支援計画と、障がい支援（…）が似た様な発想だと思うんです。実際にそういうはっきり言って、非常に無知な先生が多くいらっしゃって、その人達も極端で、四月に担任になった時に、日々、日記でやりとりしていたにも関らず、夏休みの親の面談の時に私がちょっと発達障がい系をもっているので配慮をお願いしますって言った時に、お宅のお子さんは、ハヤシというのを漢字で書けますか？って言われたんですよ。

あなただってあの子と（…）でやりとりしていたじゃないですかっていうのを言ったんだけど、その意見は無視され、そういうゴタゴタが学校にあるんですね。実際。

そういう教育、教育者が実際にいて、結局教育部長、すごくトップの偉い方までお話をもっていって、対応していただいて、とりあえずは、担任は下りてもらったという経緯はあります。

それから、何がいいたいのかというと、8ページの「障がい者差別の解消に関する研修・啓発を行い、人材育成に努める」というのは、誰を対象にいっているのかなと思ったんですけど、県職なんだろうから、ここで喋ることじゃないのかなと思うんですけど、ともかく学校の先生です。そこからアスペルガーというのも絶対分かるし、多動だということも絶対分かるんです。先生は見ているんだから毎日。

だから本当に早期発見というのは、そこからなので、その子の将来っていうのがどんどんいい方向に変わる可能性が残っているわけなんだから、もうちょっと先生方に賢くなっていただきたい。

あと一つ、実はうちの娘に関して、そろそろ就職のことも考えなきゃいけないなっていう年頃になってきたので、こちら側も雇用（…）どっかでいただいて、働くだけのガイドブック、障がいのある方の働くために利用できるサービスを紹介しますという中で、何かあるんだろうか、どういう道があるんだろうか、全くイメージがないものですから、知識を吸収するためにとりあえず情報をもらいたくて来たんですけれども、実際のところ、ここの一番表紙にあるハローワークに行って下さいのその一言で終わったんです。ということは、それがいくらいい雑誌でも、結局情報提供できないということは、民間だからダメ、NPOだからうちは存じ上げませんって言われたのでは、わざわざここに聞きに来る努力は全く報われないわけで、（…）も、その辺りをもうちょっと（…）を提供していただけるみたいなそういう配慮が行政側にもあるんじゃないかなって思うんですが、よろしくお願いします。以上です。

（司会）

はい、ありがとうございました。

最後の方、どうぞ。

（参加者）

〇〇と申します。

私も前の方と同じ教育なんですけども、ここに、先生の「教職員に対して障がいのある人への理解を深める研修を行うとともに、教職員の資質の向上を図ること」と書いてあるんですが、うちの子供は二人とも学齢期で、下の子は支援学級に通ってるんだけども、幸い下の子は先生に恵まれてて、とてもいい環境で来たんですけども、よく知り合いの方から、はっきり言って支援学級の先生に関しては言葉は悪いですけど、当たり外れというふうに言っている方も凄く多くて、とてもお話を聞いていると信じられないというか教員としてどうなのと思うことがあります。要は普通学級の指導ができないので、特別支援学級にしたほうがいいだろうと当てられた先生方が来られているそうで、そういった方は、子供の教育をいかにしてその子の能力を伸ばしてもらうかじゃなくて、

その子の状態が悪くならないために余計なことはしないで欲しいとか、このまま何もしないで欲しいと仰っている方も多いんですね。上の子に関しては通常級なんですけども、途中から薬を飲めとか、医者に通えとかあって、それを先生にお話したところ、私は薬を飲むとか、本人に告知をするとか、医者に通うとかは反対ですって言われたこともあったくらいなんで、とにかく先生も、(…)と言いますか、特に現役の先生にとても理解が無いというか、それも多くて、それが困っているので、先生方の質の向上を早くして欲しいなとそれをお願いしたいと、話させていただきました。すみません、ありがとうございます。

（司会）

はい、どうもありがとうございました。

今続けて複数の方にお話をいただきました。たくさんのご意見をいただきました。

一つ一つ確認しますと、まず最初では、県と市の分担というか縦割りという部分で苦労されているというお話。それから、バリアフリーの制度の仕方が適切ではないんじゃないかというご意見があったと思います。更には学校教育の位置づけという部分で、学校教育、それとも障がい者教育の部分でそれを果たすのか、その辺をしっかり議論して欲しいというお話。更にはプライバシーの尊重というのが検討会の中で具体的な議論の中身があったのだろうかというご質問だったかと思います。更には就労以外の社会参加についても力を入れるべきだろうというご意見。そして、これはお二人の方からいただきましたけれども、学校現場における理解不足、配慮不足、先生の啓発・研修をもっとというお話。更には情報提供の仕方で、もっと丁寧にすれば、非常に有効なものになるんじゃないかというお話だったかと思います。

検討会の中で、これに関してのお話ですとか、またこう今のお話を聞いて、次の九月からの検討会に向けてこの辺が改めてと感じた部分でも結構ですけども、一言二言いただければと思いますが。お願いできますでしょうか。

（正道委員）

教育の面では検討会であまり出なかった気がするので、検討会に持ち帰りして、九月からの検討会で皆さんと検討したいと思います。

（長谷川委員）

学校教育や、生涯学習については、意見的には出てきてるんですけども、更にそれらを深めるご意見を頂戴しているので、そこの辺りの形式的な部分を鑑みながら検討を更にしていきたいと思います。

また、バリアフリーが適切ではなかったというような辺りについても、職員に対しての研修等も行っていく中で、またマニュアルの整備も不適切な部分もある可能性もあると思いますので、そういったこともまた検討会を実施し、担

当行政とも話し合いをしていければいいなとそういうふうに思っています。
（司会）
　はい、ありがとうございました。
　それでは時間も大分延びましたが、最後に障がい福祉課長よりお願いします。
（小野課長）
　はい、皆さん大幅に時間を過ぎまして、本当に色んなご意見をいただいたところであります。このご意見に関しましては、必ず全てのご意見について、もう一度検討会の方で、こういう意見があったんですよということで、話し合いの場を設けたいと思っております。
　本当に今日は長い時間、色々な思いをお伝えいただきまして、ありがとうございます。本当に検討を今重ねておりますので、今後の検討会には出さしていただきたいと思います。どうも今日はありがとうございました。

５．閉会

（司会）
　それでは以上をもちまして、意見交換会を終了させていただきます。ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。